

第5回教育課程企画特別部会の発言追加

京都府教育委員会教育長 前川 明範

本来の学習指導要領の在り方の議論とは離れる部分もあるが、特別の教育課程で学び、評価を受けた子供たちにとって、高校入試が大きなハードルになることがあるのは確かです。

不登校生徒を対象とした高校だけではなく、一般の高校に進学できるような在り方も併せて模索していかななくてはならない。

中学の報告書の扱いについては、特別な教育課程、例えば不登校の生徒だけではなく、特別支援学校・学級で学んだ生徒の報告書を同一の扱いとすることに対して、高校の意識や理解が欠けているというよりは、公平性の観点から高校側も悩んでいるのが現状である。また、中学校教育への配慮も必要である。

単一の高校やある都道府県だけで何らかの方策を講じるということだけで良いか考えると、それでは根本的な解決には至らないと考える。これは国レベルで多様な学び方をしてきた生徒の高校入試の在り方を議論し、従来の報告書への「一」や文章表記と違う方策を検討すべきだと考える。

例えば、一定の割合で、中学の報告書を点数化しないで可否を決める制度を導入するなど、中学、高校そして生徒のそれぞれの立場と現状を考慮した制度設計を学習指導要領の議論と並行して行うべきである。

次に特異な才能を有する子どもたちへの教育課程について検討することには基本的に賛成の立場だが、現実実現可能な検討をすべきである。確かに特定の分野や教科で突出した才能を有する子どもの学ぶ意欲を尊重し才能を伸ばすための方策を検討する必要があるが、その子どもの全人格的な成長を考えると、その教科以外は同学年の子どもたちとともに学び、生活する意義は大きい。また、授業日の一日の中で特定の時間だけ学校外の何らかの施設に移動することは現実的ではない。オンラインやAIを活用し専門性の高い指導者の指導を、学校にしながら（別の教室等で）受けられることを可能にすることなどが必要である。

その際には、誰がそれを評価するのかといった課題も併せて議論すべきである。そもそも突出した才能のある児童生徒の学びを一般的な教員が評価することには無理があるし、高い専門性のある指導者は教員免許を有していないことも多く、どういう資格をもって認めるのかなど、細部にわたる現実的な検討がなされるべきで、単なる早習にならないことも含めて慎重に議論すべきである。